

諮問日：平成28年7月27日（平成28年度（情）諮問第8号）

答申日：平成28年10月24日（平成28年度（情）答申第14号）

件名：水戸地方裁判所における最高裁判所判事の視察に関する文書の一部開示の
判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

平成28年5月27日の、小池裕最高裁判所判事の水戸地方裁判所視察に関する別紙記載1から4までの文書（以下「本件各開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、本件各開示申出文書を次の各文書（以下、まとめて「本件各対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

文書1 視察日程案

文書2 小池裕最高裁判所判事水戸地・家裁視察日程細目

文書3 小池裕最高裁判事水戸地家裁視察座談会出席者名簿

文書4 小池最高裁判事水戸地家裁視察座談会席図

文書5 小池裕最高裁判事水戸地家裁視察懇談会出席者名簿

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの本件各開示申出文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、水戸地方裁判所長（以下「原判断庁」という。）が平成28年6月21日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 最高裁判所判事の視察それ自体は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条4号の「公共安全と秩序の維持」と何ら関

係がないから、本件各対象文書について同号は不開示理由とはならない。

2 次の事情からすれば、本件各対象文書は法5条6号に該当しない。

(1) 最高裁判所判事の憲法週間視察の場合、秘書官が随行しているだけであり、そもそも警備の問題が意識されているわけではない。

(2) 平成27年度には、最高裁判所判事の視察の詳細日程はほぼ全てが開示されていたところ、刑事事件の事件数が減少傾向にあることをも考慮すれば、具体的な内容が不明な「最近の社会情勢」なるものに基づき、従前は開示されていた文書を不開示とする必要性はない。

(3) 内閣総理大臣の場合、「首相の一日」として、分単位の行動がインターネット上で公表されているにもかかわらず、その警備について何らの弊害も発生していないことからすれば、少なくとも内閣総理大臣の行動と同レベルの情報を開示したとしても、最高裁判所判事の警備等に不都合は発生しないはずである。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は、理由説明書によれば、次のとおりである。

原判断庁が不開示とした情報は、最高裁判所判事の視察の際の時間、移動手段、視察場所及び順序といった視察日程の詳細に関する情報である。最近の社会情勢を考慮すると、要人である最高裁判所判事は犯罪行為等の標的となり得るところ、これらの情報を明らかにすれば、その蓄積により移動手段、日程等の傾向を加害行為を企てる者に分析され、今後の視察の行動を予測されるなどして犯罪行為等の実行に利用されるおそれがあるため、これらの情報は、法5条4号に定める不開示情報に相当し、不開示とすべきである。また、これらの情報を明らかにすることで、視察における最高裁判所判事の警備体制を強化する必要性が高まり、警備に多大な人員を必要とするなどの事務支障も考えられるため、これらは同条6号に定める不開示情報にも相当し、不開示とすべきである。

したがって、原判断は相当である。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成28年7月27日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年8月5日 苦情申出人から意見書及び資料を收受
- ④ 同月29日 本件各対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年10月17日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 本件各対象文書の特定について

原判断庁は、本件各開示申出文書のうち、別紙記載1に対応するものとして文書1を、別紙記載1及び同3に対応するものとして文書2を、別紙記載2に対応するものとして文書3及び文書4を、別紙記載4に対応するものとして文書5をそれぞれ特定したものとかがわれるところ、当該特定に何ら不合理な点は見当たらない。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 不開示部分に記録されている情報

原判断において一部不開示とされた文書は、本件各対象文書のうち、文書1、文書2及び文書4である。これらの文書を見分した結果によれば、原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）には、水戸地方裁判所を最高裁判所判事が視察した際の時間、移動手段、視察場所及び順序等の詳細な情報が記録されていることが認められる。

(2) 法5条4号相当性

最高裁判所事務総長は、要人である最高裁判所判事が犯罪行為等の標的となり得ることから、本件不開示部分に記録された情報を明らかにすれば、その蓄積により今後の視察の行動を予測されるなどして犯罪行為等の実行に利

用されるおそれがあるとして、これらの情報は、法5条4号に規定する不開示情報に相当すると説明する。

最高裁判所は、司法権及び司法行政権の最高機関であるから、最高裁判所判事が要人として犯罪行為等の標的となることは否定できない。そして、憲法週間における最高裁判所判事による下級裁判所の視察が毎年行われるものであることも考慮すると、視察の際の日程等の詳細が公になると、それを蓄積して移動手段や日程等の傾向を分析され、今後の視察の行動を予測されるなどして、犯罪行為等の実行に利用されるおそれがあるとする上記説明も、不合理とはいえない。したがって、本件不開示部分に記録された情報を公にすることにより、犯罪を誘発したりその実行を容易にしたりするおそれがあるといえ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めたことについて相当の理由があるといえることができるから、当該情報は、法5条4号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

(3) 法5条6号相当性

最高裁判所事務総長は、本件不開示部分に記録された情報を明らかにすることで、視察における最高裁判所判事の警備体制を強化する必要性が高まり、警備に多大な人員を必要とするなどの事務支障も考えられるため、当該情報は、法5条6号に規定する不開示情報に相当するとも説明する。

最高裁判所判事が犯罪行為等の標的になるおそれがあることや視察の際の視察日程の詳細が公になると犯罪行為等の実行に利用されるおそれがあることは前記(2)のとおりである。そうすると、本件不開示部分に記録された視察の際の視察日程の詳細に係る情報を明らかにすることで、毎年の視察における警備体制を強化する必要性が高まるとする上記説明も不合理とはいえない。したがって、本件不開示部分に記録された情報を公にすることにより、視察に係る警備の事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認めることができるから、当該情報は、法5条6号に規定する不

開示情報に相当すると認められる。苦情申出人が主張する本件不開示部分に記録された情報が法5条6号に相当するものではないとする事情は、いずれも上記判断を左右するものではない。

3 原判断の妥当性について

以上のおりであるから、本件各開示申出文書を本件各対象文書と特定した上で、その一部に法5条4号及び同条6号に規定する不開示情報に相当する情報が記録されているとして、当該部分を取扱要綱記第2の2に基づき不開示とした原判断は、当該部分がいずれも不開示情報に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人

(別紙)

- 1 視察の日時時刻，発着地，事項，配車，乗員，随行の秘書官等の詳細が記載されている基本日程及び詳細日程
- 2 最高裁判所判事との座談会の出席者名簿及び座談会席図
- 3 庁内巡視の順序が分かる文書
- 4 最高裁判所判事との懇親会の出席者名簿